

泉 中 学 校 外 壁 改 修 工 事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A－0 1	建築改修工事特記仕様書（1）	A－1 2	立面図－1
A－0 2	建築改修工事特記仕様書（2）	A－1 3	立面図－2
A－0 3	建築改修工事特記仕様書（3）	A－1 4	管理棟矩計図－1
A－0 4	建築改修工事特記仕様書（4）	A－1 5	南棟矩計図－1
A－0 5	案内図・配置図	A－1 6	南棟矩計図－2
A－0 6	1階平面図	A－1 7	東棟矩計図－1
A－0 7	2階平面図	A－1 8	管理棟断面図
A－0 8	R階平面図	A－1 9	南棟断面図
A－0 9	1階天伏図	A－2 0	東棟断面図
A－1 0	2階天伏図		
A－1 1	3階天伏図		

福岡県改修工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称

泉中学校校舎外壁改修工事

2. 工事場所

行橋市西泉五丁目7番1号

3. 工事概要は別紙（仕上表）による。

4. 別途工事

5. その他

Ⅱ 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下「改修構仕」）及び「建築改修工事監理指針（平成28年版）」による。
ただし、改修構仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」及び「建築工事監理指針（平成28年版）」による。

2. 特記仕様

1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は ○印のついたものを適用する。
○ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○ 印と ※印のついた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
4）特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
5）形状寸法の単位は特記なきがきり、ミリメートルとする。

章 項目

特記事項

① 適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。
（1）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）による。
（2）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
（3）「公共木造建築工事標準仕様書 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
（4）「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
（1）「建築構造設計基準 平成25年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
（2）「建築工事標準詳細図 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
（3）「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」 建設大臣官庁営繕部監修
（4）「構架設計標準図 平成12年版」 建設大臣官庁官庁営繕部監修
（5）「建築工事監理指針 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
（6）「建築改修工事監理指針 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
（7）「建築工安全施工指針・同解説」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
（8）「解体工事安全施工指針」 建設業労働災害防止協会
（9）「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
（10）「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会）
（11）「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのば露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会
（12）「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成8年版）」 建設大臣官庁営繕部監修
（13）「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会
（14）「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（16）「積載工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（17）「黒板、畳、機工事の手引き」 福岡県建築都市部編集

② 補足基準等

③ 適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）～（4）の順番とする。
（1）質問回答書 （2）から（5）に対するもの）
（2）現場説明書
（3）特記仕様書
（4）図面

④ 現場に常備する図面等

上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。

5. 工事実績等の登録

請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は契約後10日以内に、工事実績情報サービス（C O R I N S）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、（-財）日本建設情報総合センターに提出しなければならぬ。 また、（-財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。
問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅3-11-28博多サンシティビルⅡ6F（-財）日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486（1.1.4）

⑥ 施工体制台帳

※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に設置置くとともに、その写しを監督員に提出すること。
工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。（1.1.12）

7. 文化財その他埋蔵物

⑨ 実施工程表

概成工期（平成 年 月 日）（1.2.1）

⑩ 工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。（1.2.4）
下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原画は撮影業者が保管する。）
区分 分類 規格 部数 原画の大きさ 備考
※着工前 ※カラー ※サービス版 ※1部 24×36以上又はデジタ画像 監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）
※施工中 ※カラー ※サービス版 ※1部 24×36以上又はデジタ画像 監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）
※完成時 ※カラー ※サービス版 ※2部 ※100×125以上 ※24×36以上 外観・内部、監督員の指示による。監督員の承諾する専門業者
注 記 撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者（着工前、施工中）、監督員の承諾する専門業者（完成）とする。
電子データはRGB（フルカラー）、JPEG形式最高画素としCD-Rで提出する。
デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上
各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板（工事名、撮影箇所、年月日等記入）、スケール等をあて撮影する。 建設大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第2版による。
※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。 ） ・適用しない（1.3.3）
⑫ 施工条件（ ）（1.3.5）

⑪ 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、（1.3.7）
建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

⑫ 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による。 ・する ○しない）

⑬ 工事に伴う建設副産物の処理について

建設副産物の処理について
資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年6月31日法律第104号）規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成16年6月12日付国策環第1号）」による。
工事の際には、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。
指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）
・がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊） ・木くず
・建設発生土 ・汚泥
指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日策定）」により実施する。
建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。
その他の副産物
・廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・廃石こうボード ・金属くず ・繊維くず
特別管理産業廃棄物
・廃石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。
・廃PCB等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。
※参考受入場所は現場説明書による（1.3.12）

⑭ 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の（1.3.11）影響が生じないように、周辺環境の 保全に努める。

⑮ 再資源利用（促進）

※ 提出する（CD-R等にて） ・提出しない

⑯ 建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。
なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官庁営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。
福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。
標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。（1.4.1）
環境 へ の 配 慮 に つ い て
国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。
使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。
工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。

⑰ 施工数量調査

調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書
外壁装化調査 外壁全体 目視及び打診 ※2部 ①1部
※2部
※2部
※2部
※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。（1.5.2）（1.5.3）

⑱ 技能士

適用工事
工 事 種 別 技能検定職種 備考
・鉄筋工事 鉄筋施工
・コンクリート工事 型枠施工
・木工事 建築大工
①左官工事 左官
②塗装工事 塗装
③壁紙及び繕工事 建築板金
・内装工事 内装仕上げ施工
・内装工事 塗装
・金庫工事 内装仕上げ施工（鋼製下地）
・繕装工事 造園（鋼製下地） 請負額 300万以上

21. 施工の検査等

見本施工の実施箇所（ ） 工種（ ）（1.5.5）

22. ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定

室内空気中化学物質の濃度測定 ・行う ・行わない
ホルムアルデヒド測定の検体数 ・4 力所
VOC測定の検体数
測定対象室
※現場説明書による ・図示
測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。
測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照
※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日告示第60号）に基づきVOC等の測定を行う。（1.5.9）

② 完成図等

種類及び提出形式は下記による（1.7.2）

種類	提出形式	部数
完成図	※二つ折り青焼き又は白焼き製本（A1） ※C A Dデータ（JWW又はDXF又はF S C） ※T I F Fデータ（竣工図電子データ作成要領による）	※1部 ・（ ）部
総合図	※一式	※1部 ・（ ）部
施工図	※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3）	※1部 ・（ ）部
作図図	※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3）	※1部 ・（ ）部

（注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。

24. 保全に関する資料

国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」
建設大臣官庁官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（（財）建築保全センター発行）
提出部数 ※2部 ・（ ）部
保全に関する説明書：※建物概要及び内部仕上げ表 ※施工者一覽表
※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項

25. 設計G L

※図示による ・現状地盤の平均高とし、監督員の指示による
ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出りさせないこと。

② 過積載の防止

27. 解体等工事の範囲

解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。
・建築物 ・地上部・地下部・杭 ・（倉庫） ・（付属構造物）
・浄化槽 ・貯油槽 ・杭 ・（キュービクル基礎）
・電気設備 ・建物内配管配線 ・電気設備機器 ・（建物への引込線 ・敷地への引込線（廃止） ・（建物内配管配線 ・衛生設備機器 ・（建物への引込管 ・敷地への引込管（玉下ろし） ・（建物内配管 ・空調設備機器 ・（建物内風道 ・建物内配管 ・ガス設備機器 ・（建物への引込管 ・敷地への引込管（廃止） ・（門、門扉 ・塀、フェンス ・舗装（植栽（ ） ・（ ）
・有害廃棄物の処理 ・廃PCB ・特定フロンガス ・廃石綿等 ・（ ）
・什器、備品等類の撤去
※各種残存物の除去は下表による。 ※を標準とする。
区分 建物管理者 工事担当者
アスベスト含有建材 ※
オイルタンク内のオイル ※
ビット（浄化槽、便槽）汚泥 ※
使用されていた酸、アルカリ、薬品等 ※
畜産系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物 ※
フロン、ハロン使用機器 ※
P C B使用機器 ※
・敷地内障害物の調査 ・敷地内配管、配線の調査 ・地下水位の調査
工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。
※施工区分表による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・（ ）
31. 風速及び地面粗度区分
風速（・34m/秒・ ）（各章共通）
地面粗度区分・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
② 接着剤
ホルムアルデヒド放散等級（※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ ・F☆☆ ）（各章共通）
③ 総合図での調整
各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。
参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。
34. 参考図
（メカ仕様の図面）の取り扱い
④ 竣工後の調査
竣工後（※2 ・1）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度		※ 片面

備考 承認要

① 足場その他

② 養生

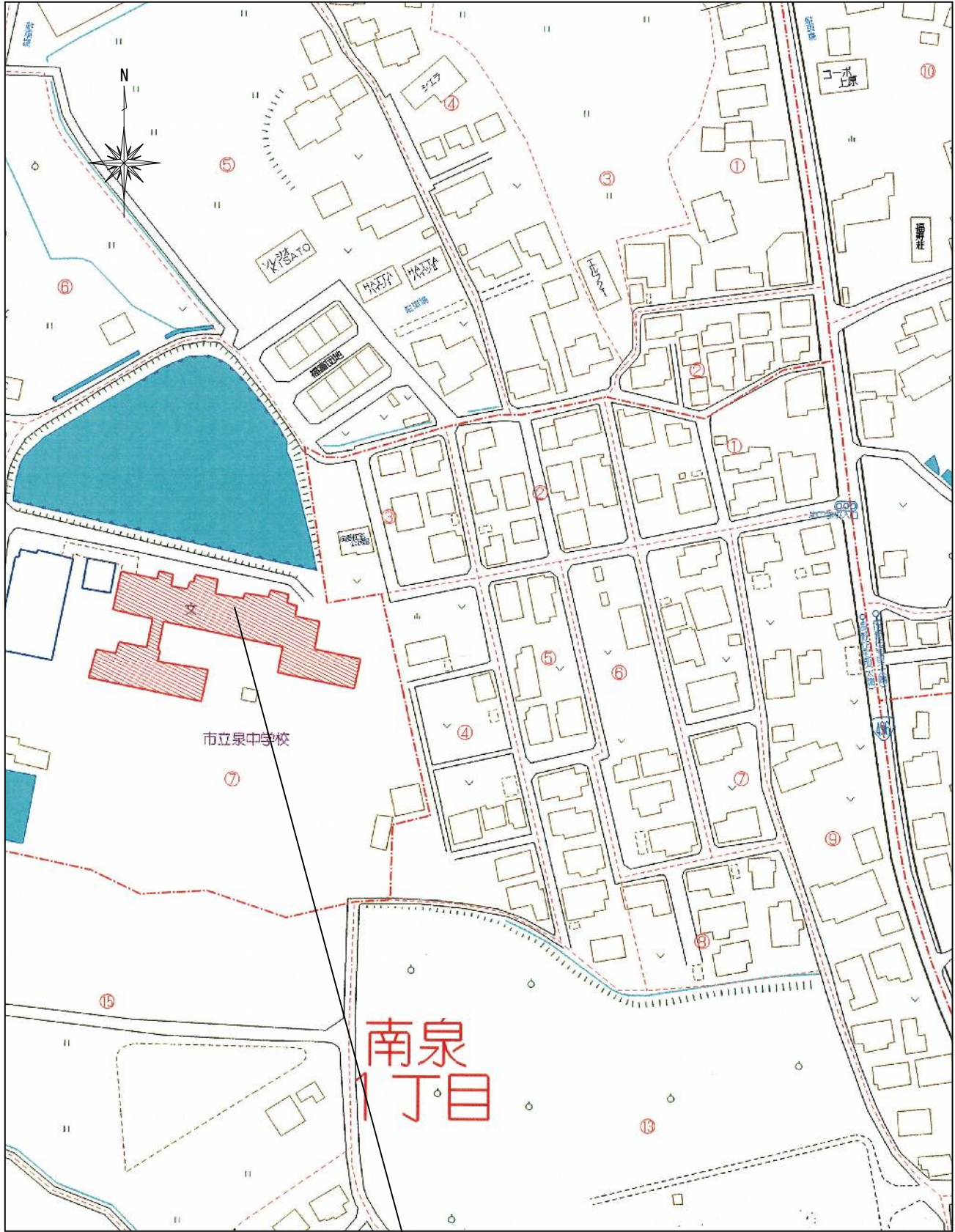
3. 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別（2.3.2）（表2.3.1）

種別	下地	仕上材（厚さmm）	覆てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0・12.0）	厚さmm	※ 無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・ ）		※ 片面
・C種	・単層下地	・防湿シート		※ 無し
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度		※ 無し
	・鋼製扉	・（ ）程度	</	

行橋市役所
福岡県行橋市中央一丁目1
TEL: 0930-25-

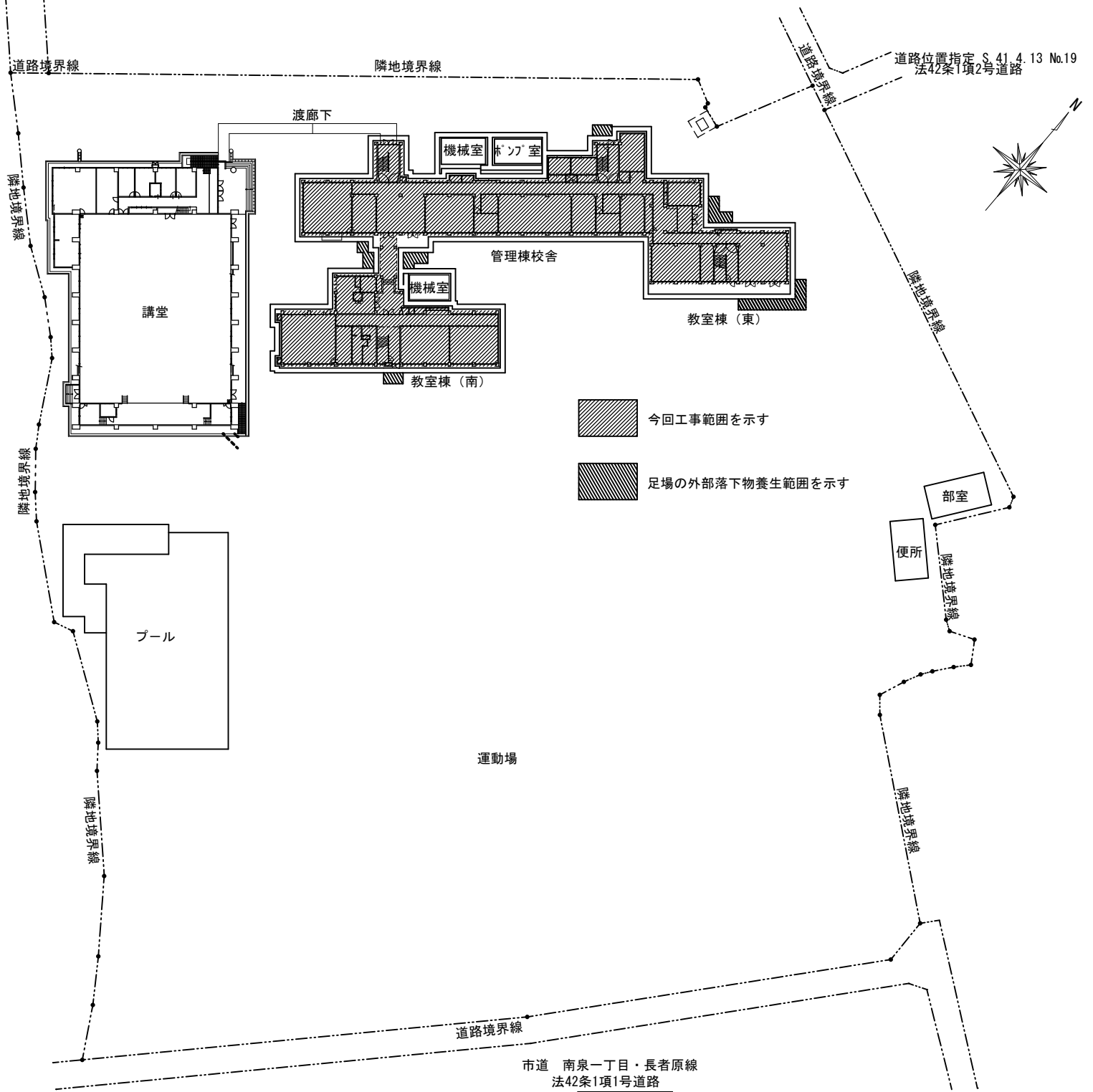
[illegible]



工事場所：行橋市西泉5丁目7番1号

附近見取図

市道 泉中学校線
法42条1項1号道路



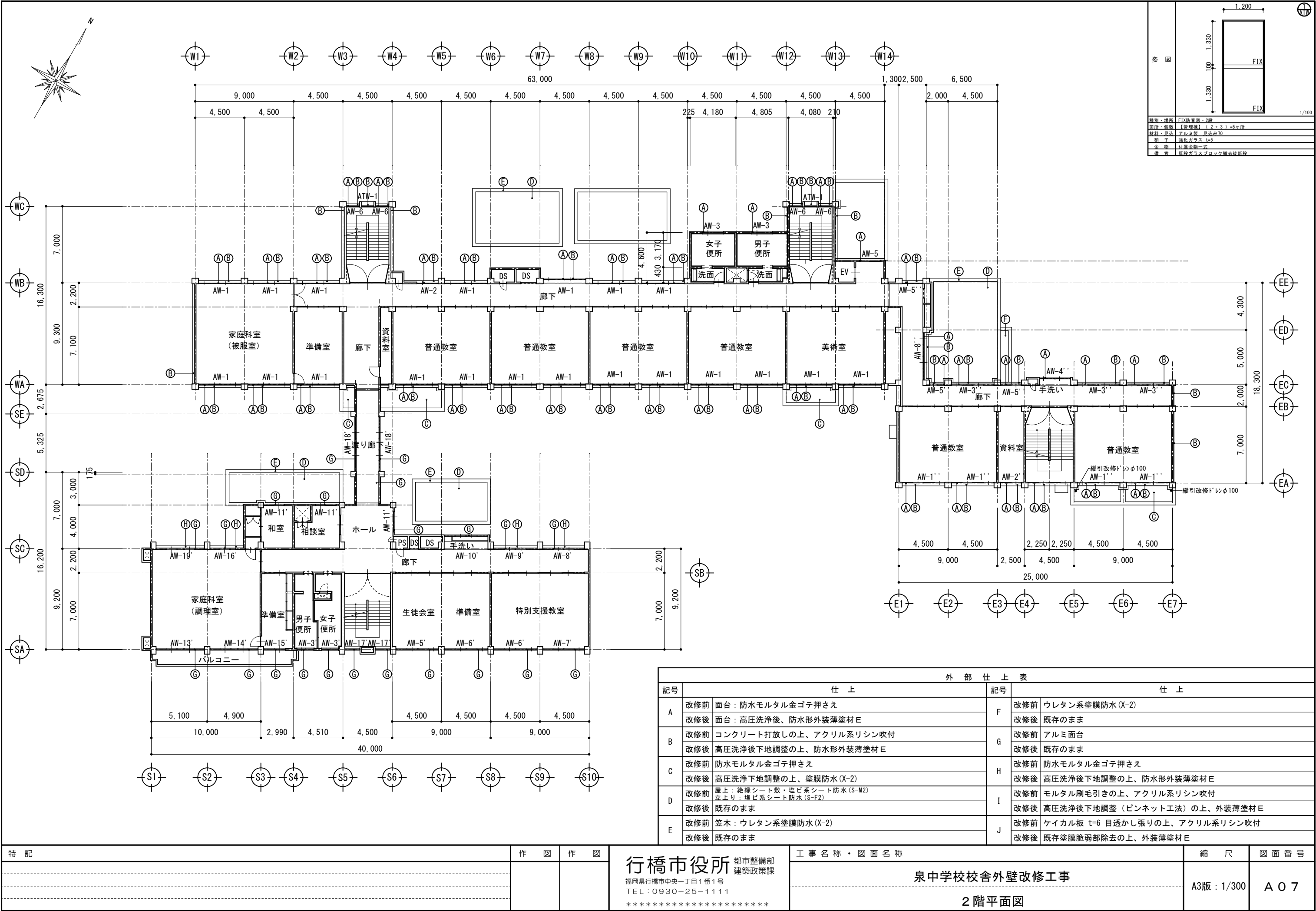
配置図

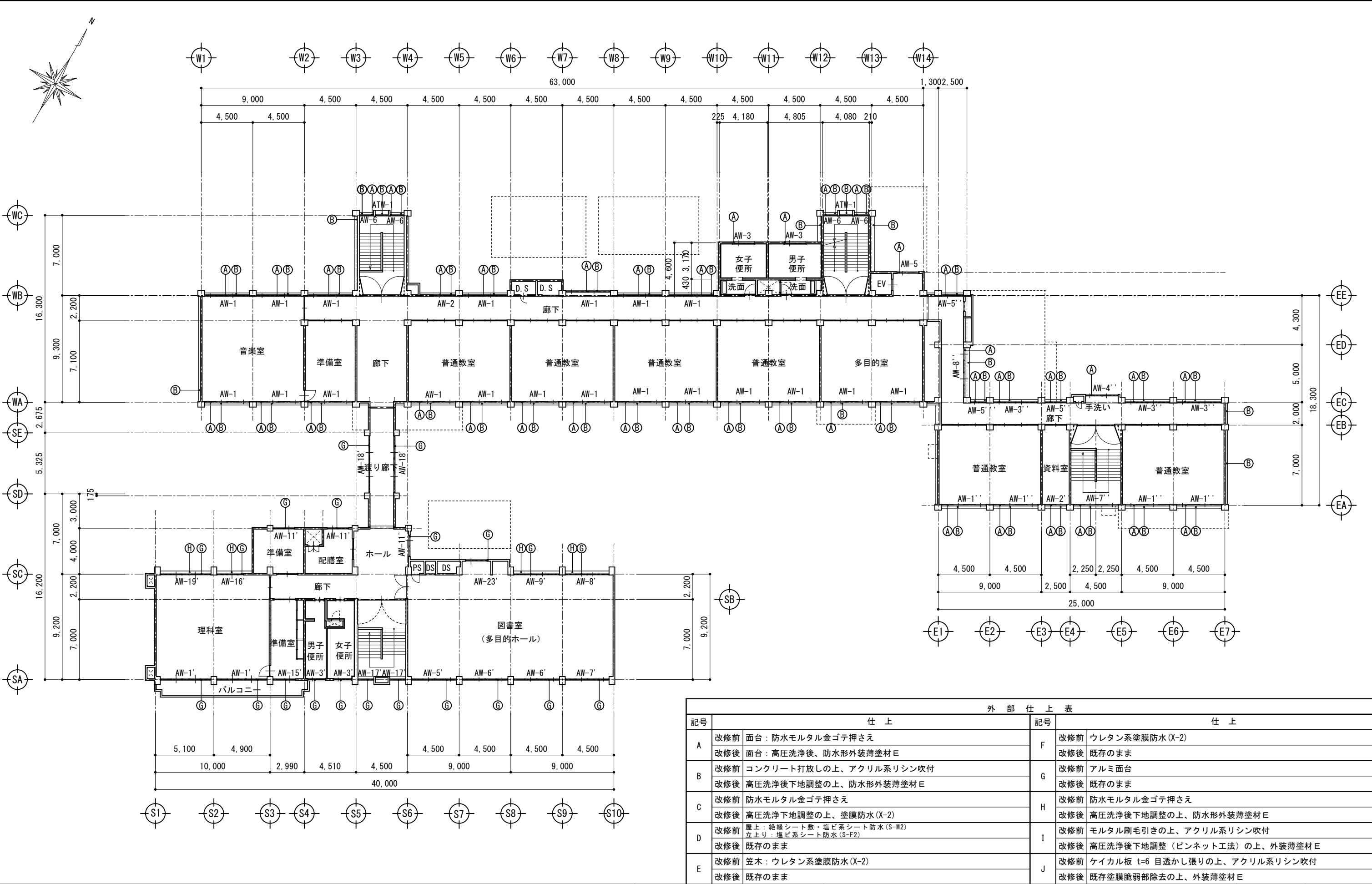
特記事項

- ※工事期間中、生徒、職員の安全に努めること。
- ※仮設物、仮囲い等の設置場所については、施設関係者、監督員と協議して決定すること。
- ※敷地内の車輛の通行に際しては、最徐行とし歩行者の安全に努めること。
- ※足場の進入口は鍵付とし、工事関係者以外の立ち入り禁止措置を行うこと。
- ※工事完了後は、仮囲い内の整地を行うこと。
- ※敷地内に工事車輛等が進入する際は、適時誘導員を配置し、安全に努めること。
- ※授業中は、極力音の出る作業を控える等、学校運営に支障がないよう配慮すること。
- ※玄関・昇降口・渡り廊下等、生徒及び学校関係者、来校者等の通行がある場所については、足場の外部落下物養生を行うこと。（図示）

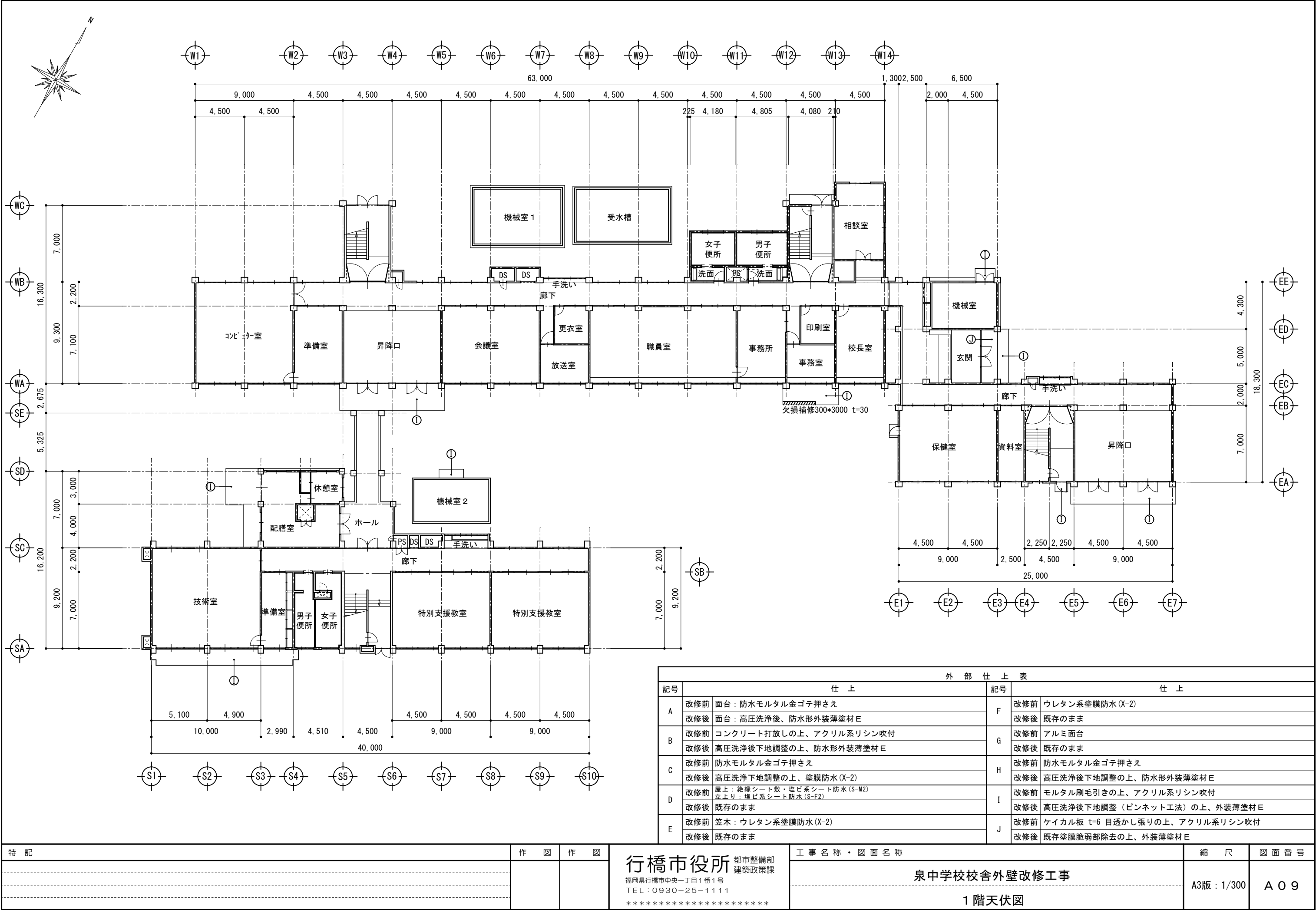
特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校外壁改修工事	A3版：1/1000	A 0 5
			配置図兼附近見取り図	A3版：1/2000	

行橋市役所 都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111

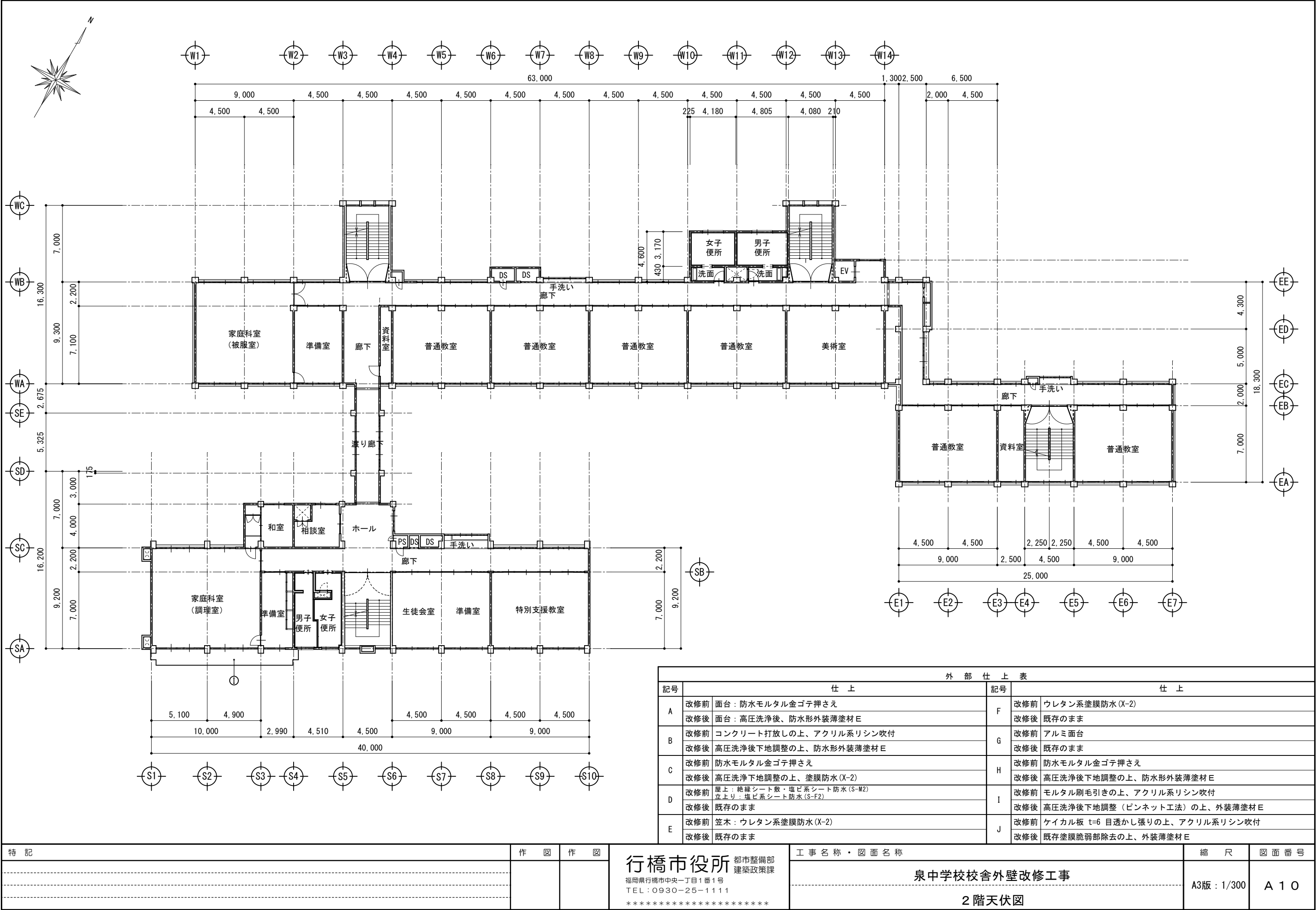


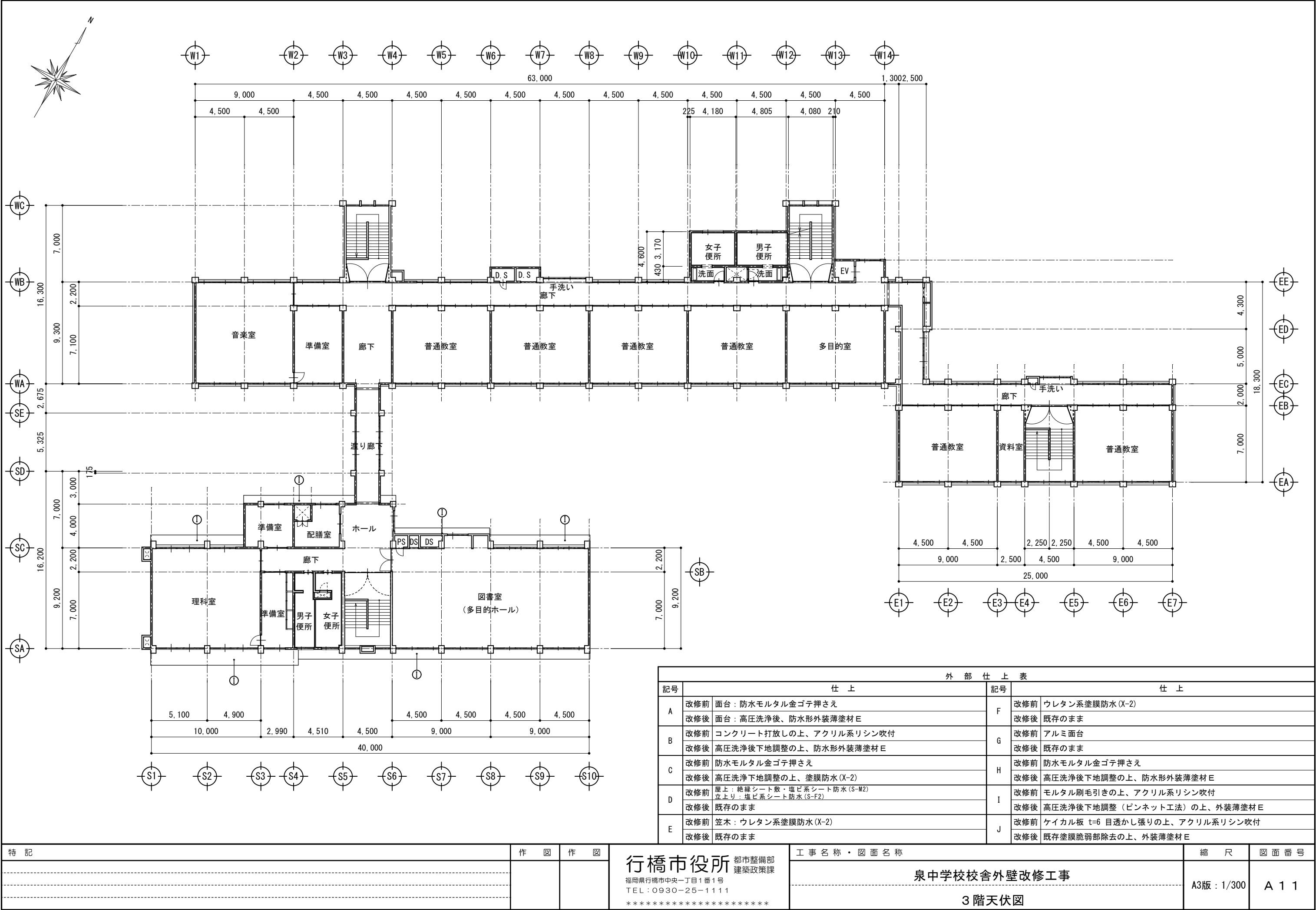


外部仕上表					
記号	仕上		記号	仕上	
A	改修前	面台：防水モルタル金ゴテ押さえ	F	改修前	ウレタン系塗膜防水(X-2)
	改修後	面台：高圧洗浄後、防水形外装薄塗材E		改修後	既存のまま
B	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付	G	改修前	アルミ面台
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E		改修後	既存のまま
C	改修前	防水モルタル金ゴテ押さえ	H	改修前	防水モルタル金ゴテ押さえ
	改修後	高圧洗浄下地調整の上、塗膜防水(X-2)		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E
D	改修前	屋上：絶縁シート敷・塩ビ系シート防水(S-M2) 立上り：塩ビ系シート防水(S-F2)	I	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	既存のまま		改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材E
E	改修前	笠木：ウレタン系塗膜防水(X-2)	J	改修前	ケイカル板 t=6 目透かし張りの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	既存のまま		改修後	既存塗膜脆弱部除去の上、外装薄塗材E

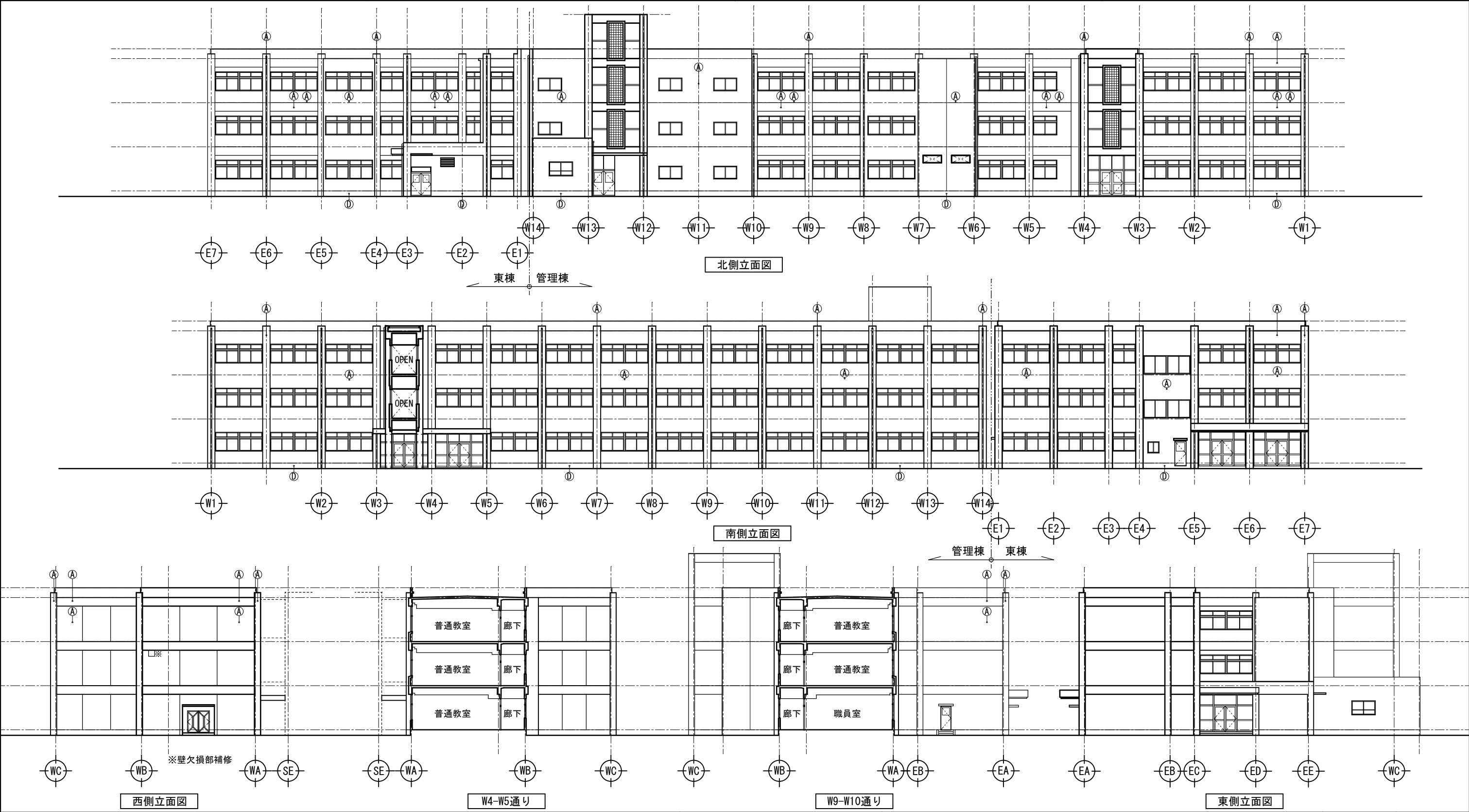


外 部 仕 上 表					
記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	面台：防水モルタル金ゴテ押さえ	F	改修前	ウレタン系塗膜防水 (X-2)
	改修後	面台：高圧洗浄後、防水形外装薄塗材 E		改修後	既存のまま
B	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付	G	改修前	アルミ面台
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	既存のまま
C	改修前	防水モルタル金ゴテ押さえ	H	改修前	防水モルタル金ゴテ押さえ
	改修後	高圧洗浄下地調整の上、塗膜防水 (X-2)		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
D	改修前	屋上：絶縁シート敷・塩ビ系シート防水 (S-M2) 立上り：塩ビ系シート防水 (S-F2)	I	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	既存のまま		改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材 E
E	改修前	笠木：ウレタン系塗膜防水 (X-2)	J	改修前	ケイカル板 t=6 目透かし張りの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	既存のまま		改修後	既存塗膜脆弱部除去の上、外装薄塗材 E



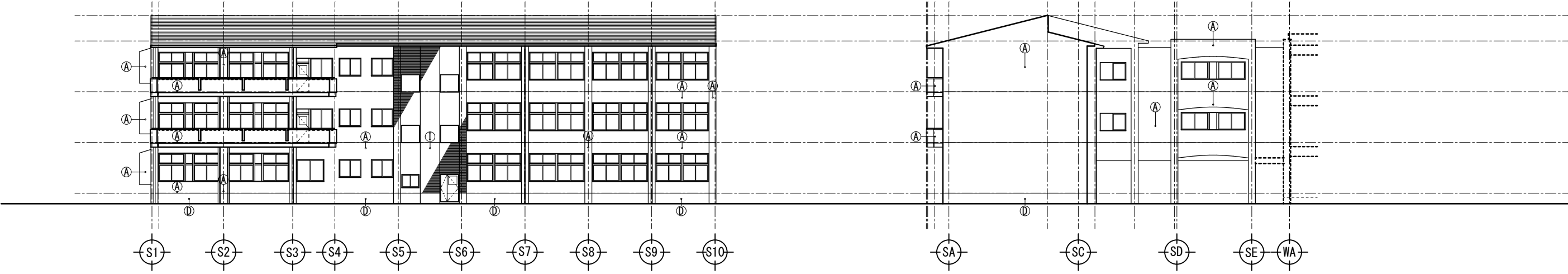
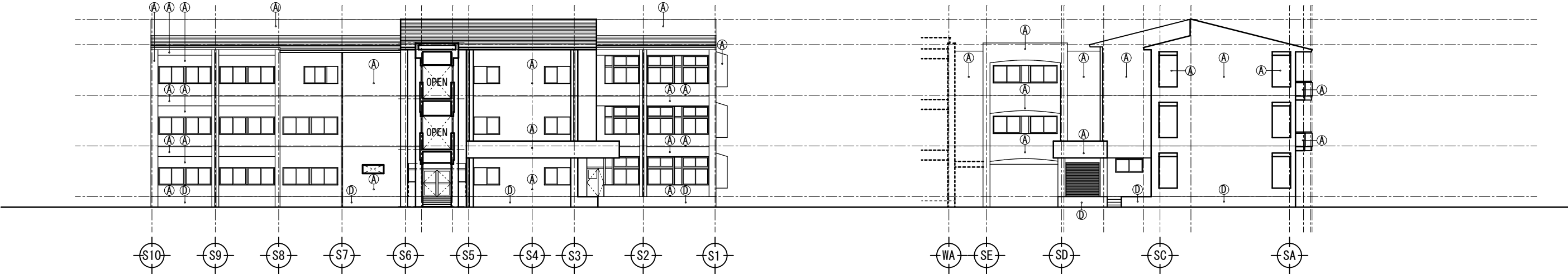


外 部 仕 上 表											
記号	仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付	D	改修前	珪藻土刷毛引き仕上	G	改修前	珪藻土笠木	J	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材 E		改修後	既存のまま		改修後	
B	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付	E	改修前	クラック誘発目地：シーリング 撤去	H	改修前	塩ビ製 φ100	K	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ビニールシート工法）の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	クラック誘発目地：シーリング 打替 10×10（PU-2）		改修後	撤去新設 受け金物：SUS製		改修後	
C	改修前	防水珪藻土金ゴテ仕上	F	改修前	珪藻土水切り	I	改修前	珪藻土塗下地の上、二丁掛タイル貼	L	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	既存のまま		改修後	高圧洗浄後、下地調整		改修後	

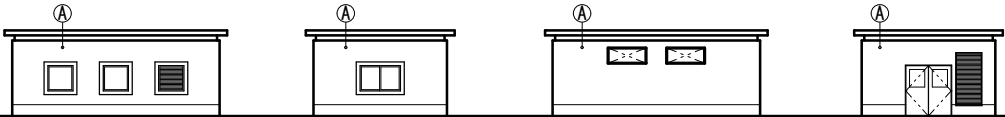


特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****		
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/300	A 1 2
			立面図－1		

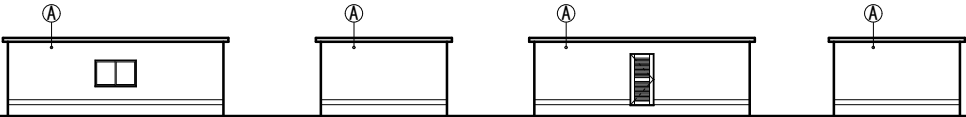
外 部 仕 上 表											
記号	仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付	D	改修前	珪藻土刷毛引き仕上	G	改修前	珪藻土珪藻木	J	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材 E		改修後	既存のまま		改修後	
B	改修前	珪藻土刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付	E	改修前	クラック誘発目地：シーリング 撤去	H	改修前	塩ビ製 φ100	K	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ビニールシート工法）の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	クラック誘発目地：シーリング 打替 10×10（PU-2）		改修後	撤去新設 受け金物：SUS製		改修後	
C	改修前	防水珪藻土金ゴテ仕上	F	改修前	珪藻土水切り	I	改修前	珪藻土塗下地の上、二丁掛珪藻土貼	L	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E		改修後	既存のまま		改修後	高圧洗浄後、下地調整		改修後	



【機械室 1】



【受水槽】



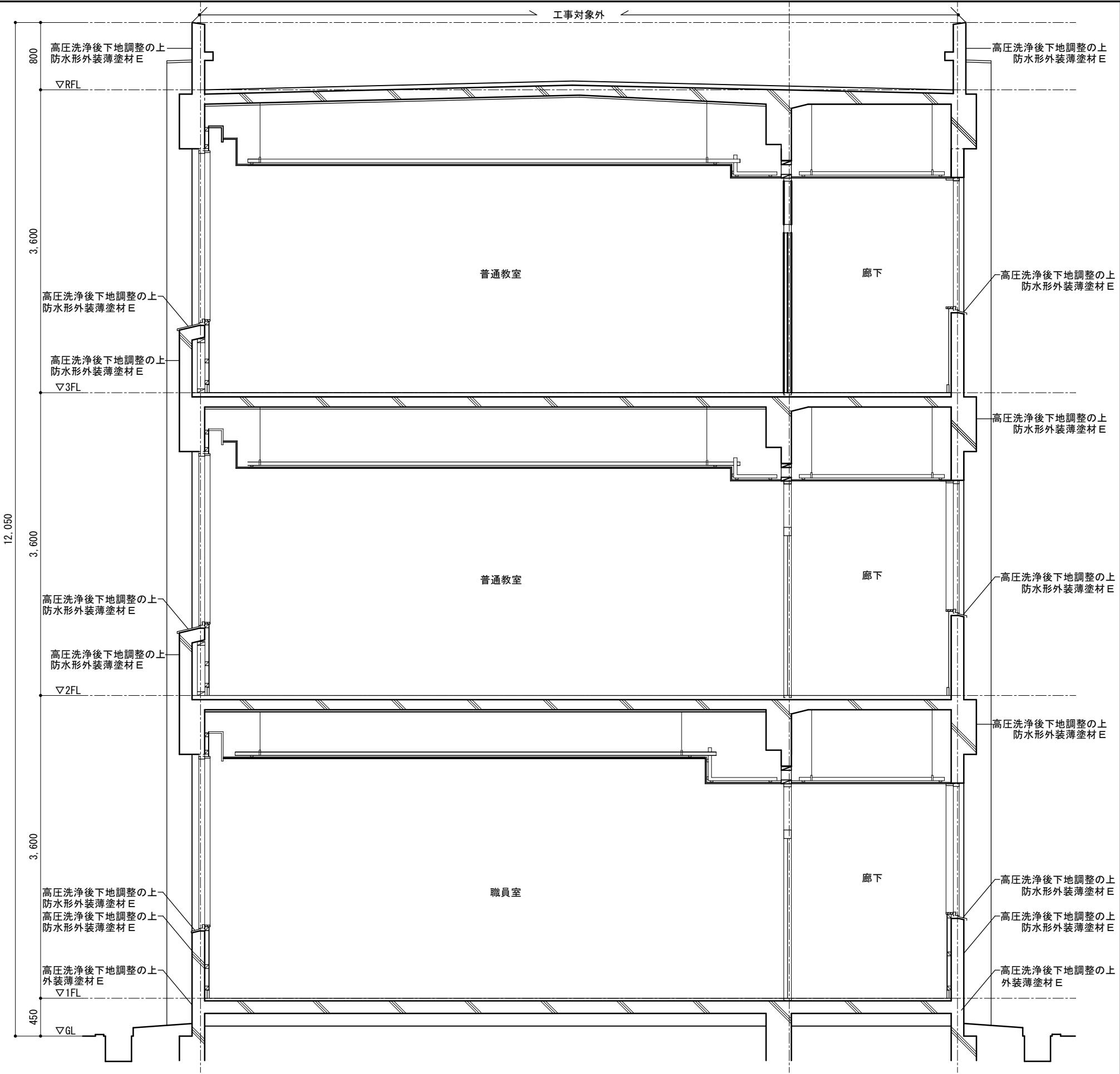
【機械室 2】



特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****		
			泉中学校校舎外壁改修工事 立面図－2	A3版：1/300	A 1 3

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
壁	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
柱型	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
屋根	改修前	塩ビ系シート防水（S-M2）
	改修後	既存のまま
軒裏	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材 E
基礎構木	改修前	モルタルコテ押え
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材 E
窓面台	改修前	防水モルタル金ゴテ押え
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E

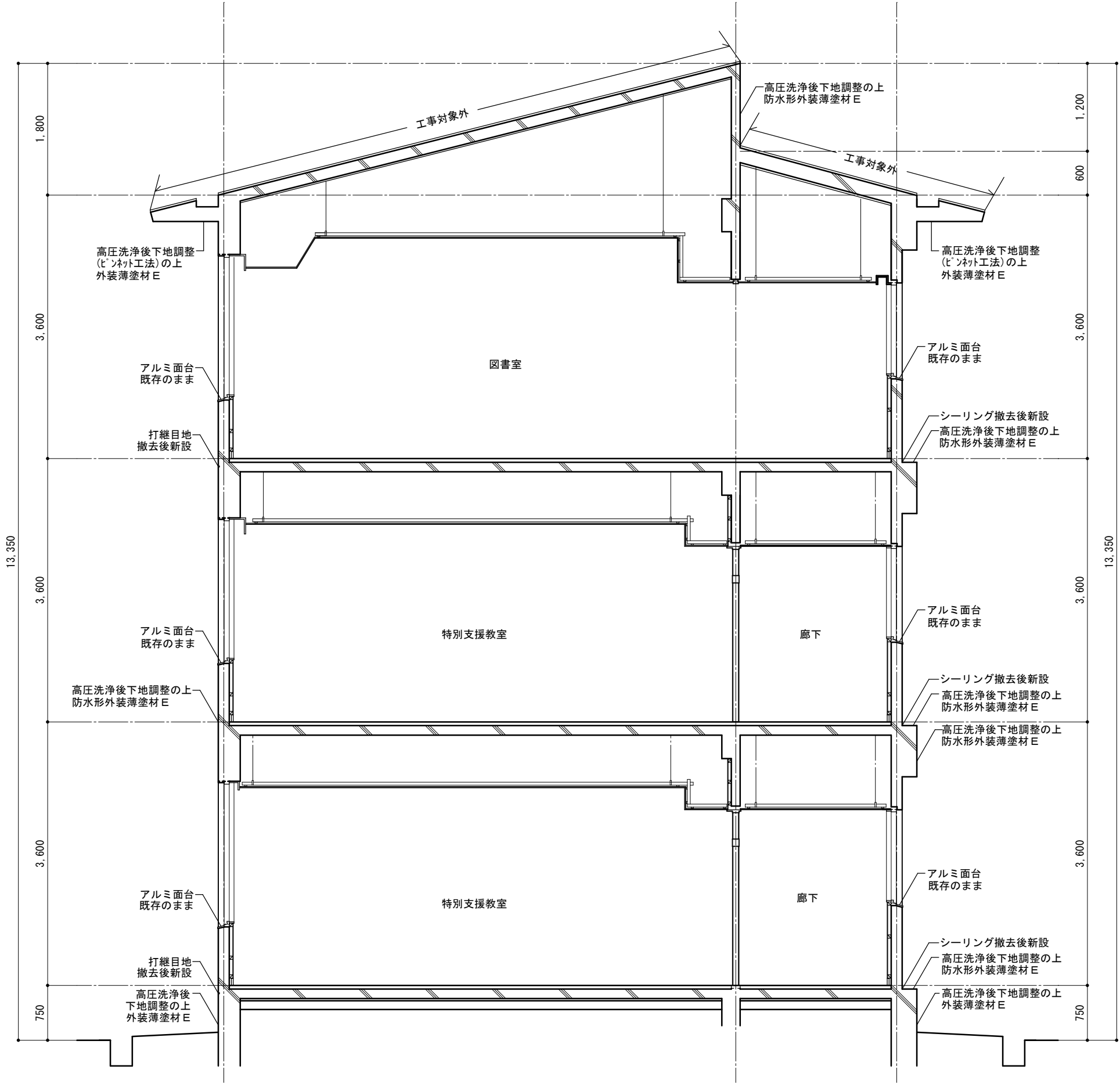
※打継目地：既存撤去後新設
※サッシ廻りシーリング：既存撤去後新設
※ガラリ廻りシーリング：既存撤去後新設



特 記	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
				泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/50	A 1 4
				管理棟矩計図－1		

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
壁	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E
柱型	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
梁型	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E
屋根	改修前	塩ビ系シート防水（S-M2）
	改修後	既存のまま
軒裏	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材E
基礎幅木	改修前	モルタルコテ押え
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
窓面台	改修前	アルミ面台
	改修後	既存のまま

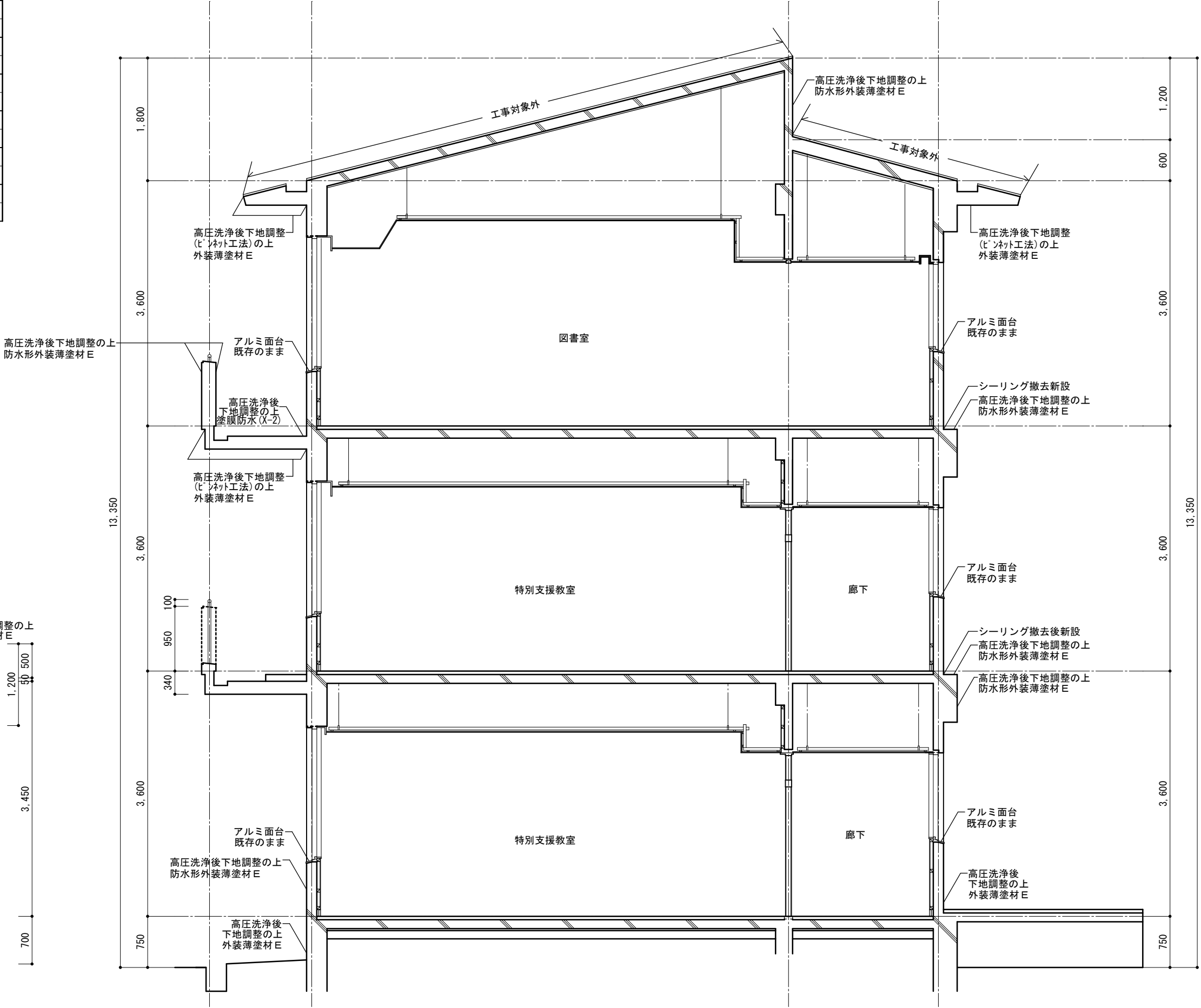
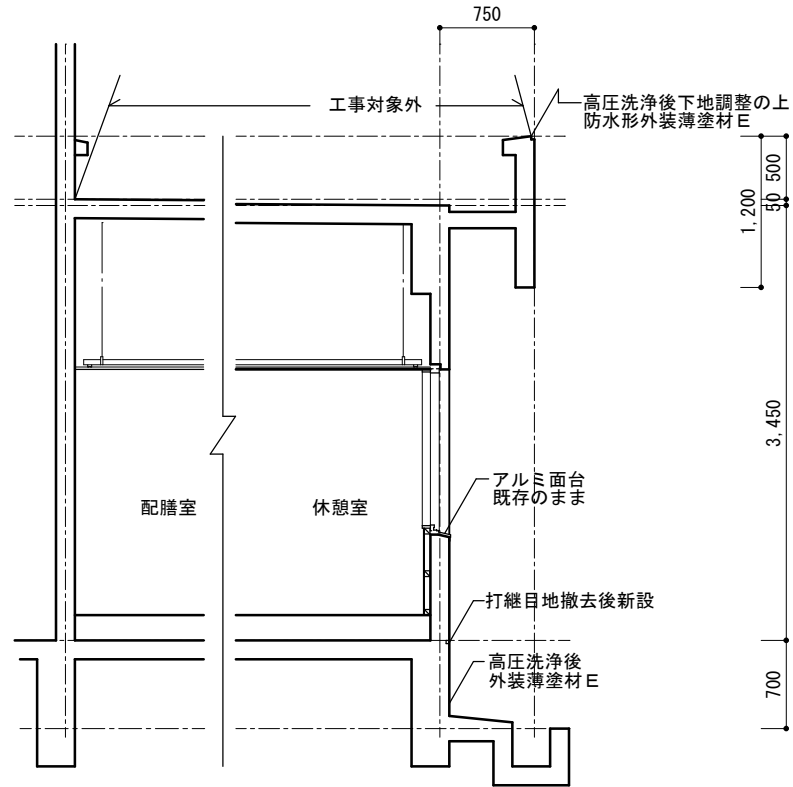
※打継目地：既存撤去後新設
※サッシ廻りシーリング：既存撤去後新設
※ガラリ廻りシーリング：既存撤去後新設



特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/50	A 1 5
			南棟矩計図－1		

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
壁	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
柱型	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
梁型	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
屋根	改修前	塩ビ系シート防水（S-M2）
	改修後	既存のまま
軒裏	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材 E
基礎幅木	改修前	モルタルコテ押え
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材 E
窓面台	改修前	アルミ面台
	改修後	既存のまま

※打継目地：既存撤去後新設
※サッシ廻りシーリング：既存撤去後新設
※ガラリ廻りシーリング：既存撤去後新設

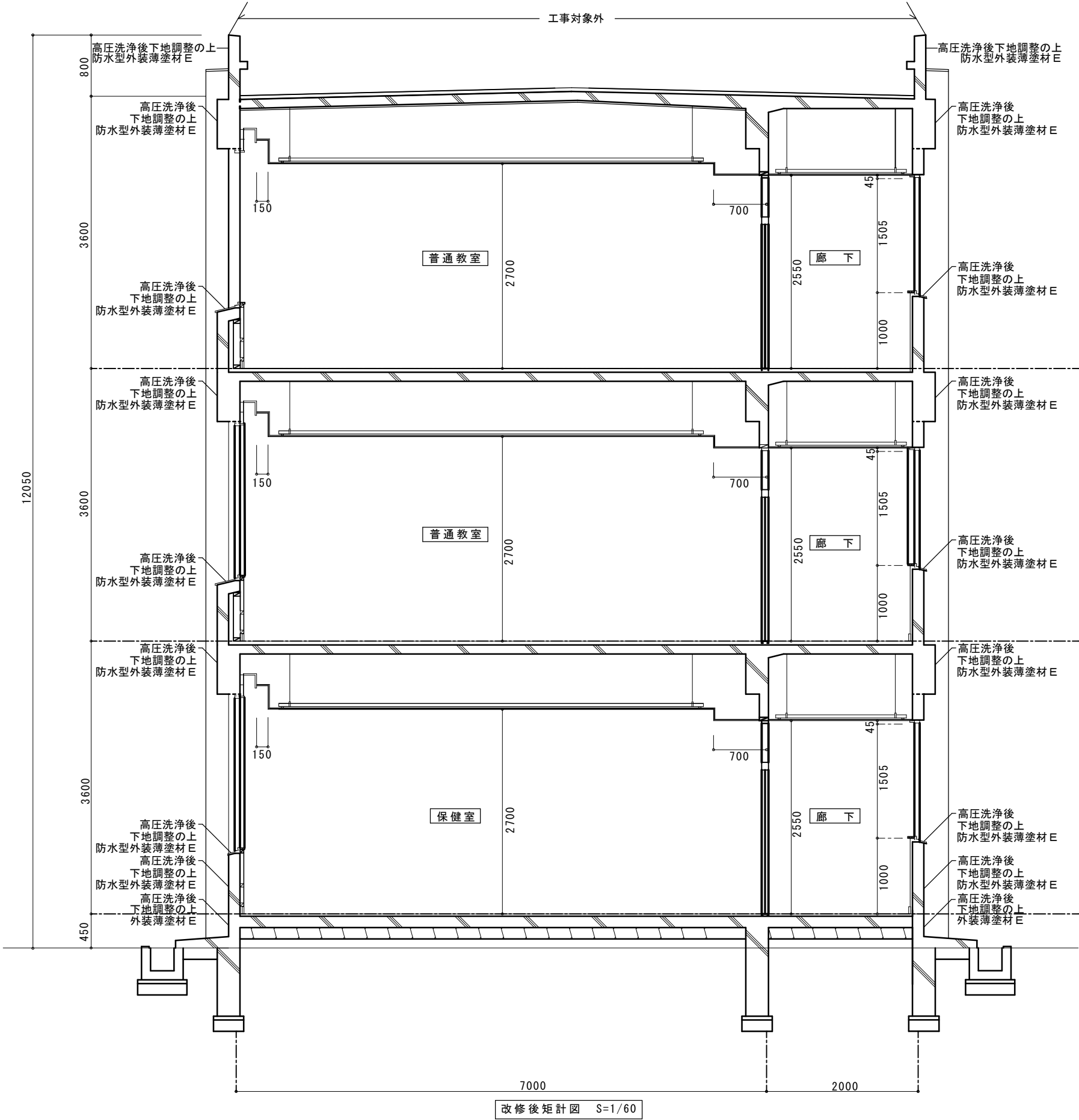


特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/50	A 1 6
			南棟矩計図－2		

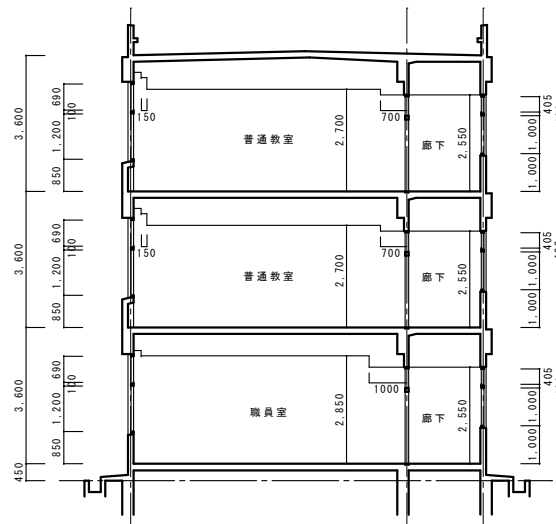
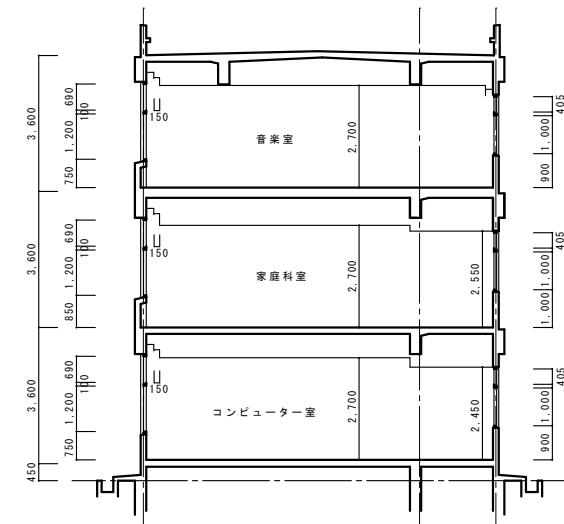
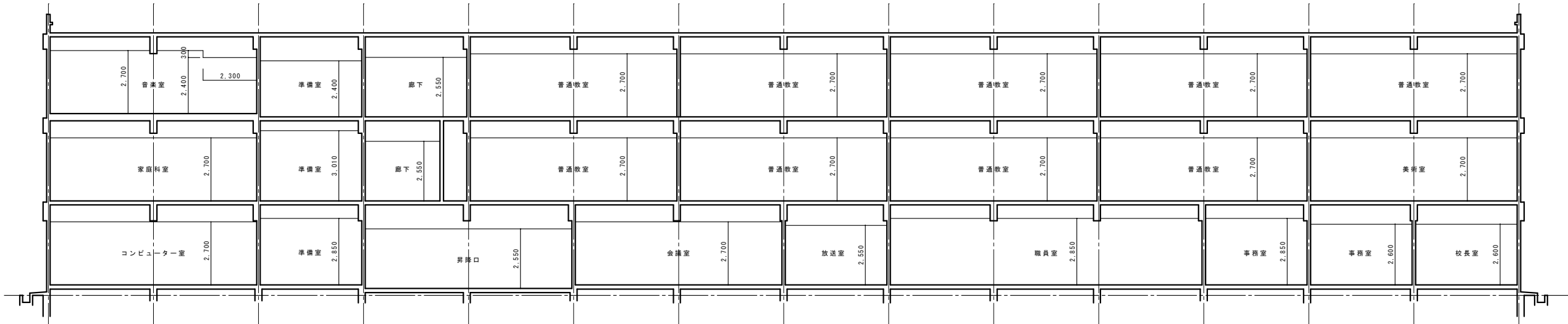
行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
壁	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
柱型	改修前	コンクリート打放しの上、アクリル系リシン吹付
梁型	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E
屋根	改修前	塩ビ系シート防水（S-M2）
	改修後	既存のまま
軒裏	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリル系リシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整（ピンネット工法）の上、外装薄塗材 E
基礎構体	改修前	モルタルコテ押え
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材 E
窓面台	改修前	防水モルタル金ゴテ押え
	改修後	高圧洗浄後、防水形外装薄塗材 E

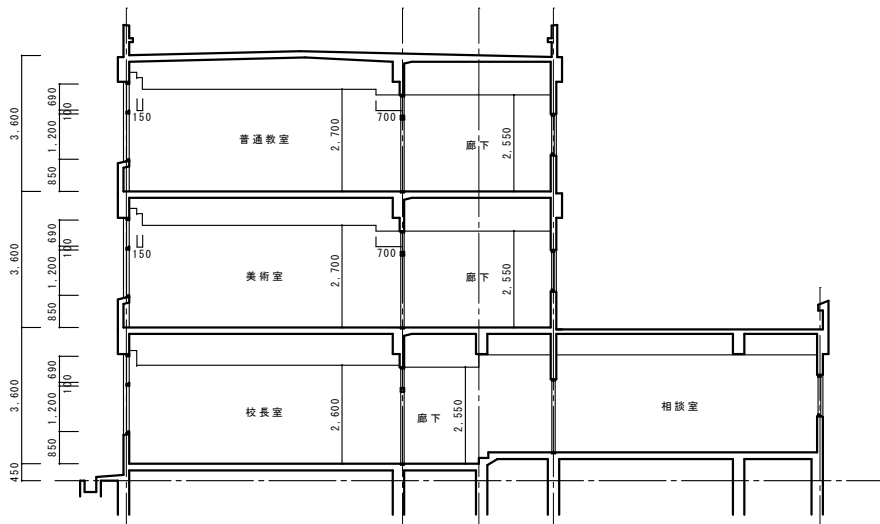
※打継目地：既存撤去後新設
※サッシ廻りシーリング：既存撤去後新設
※ガ拉里廻りシーリング：既存撤去後新設



特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/60	A 1 7
			東棟矩計図		



改修後断面図 S=1/100

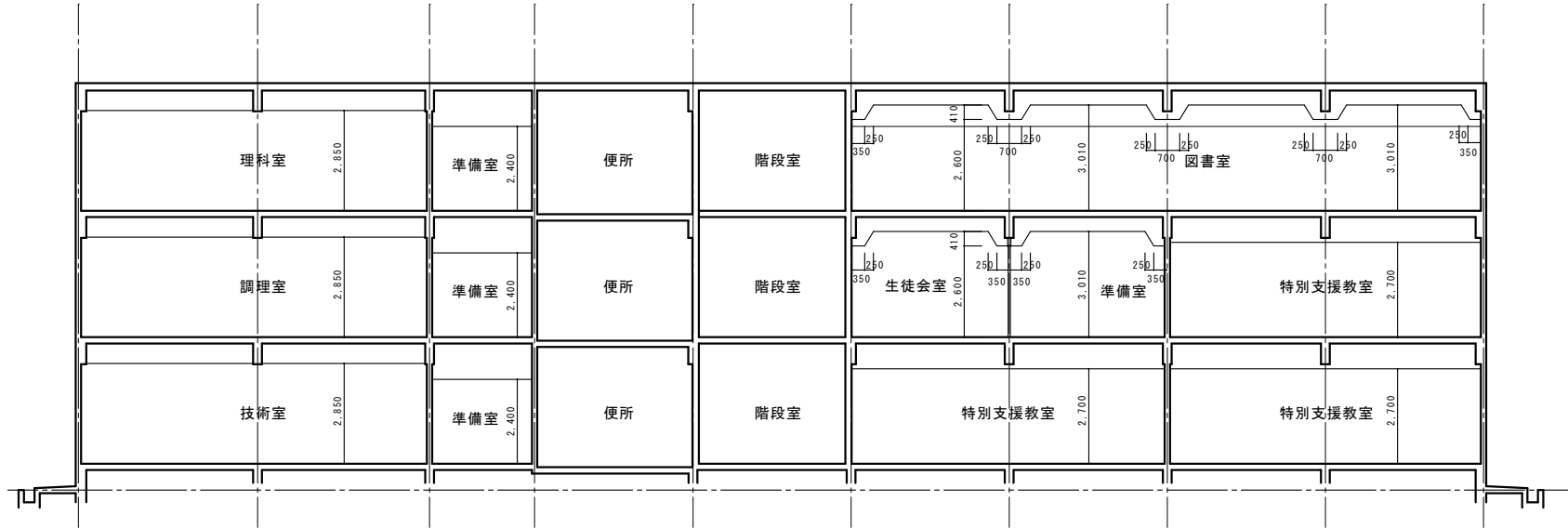
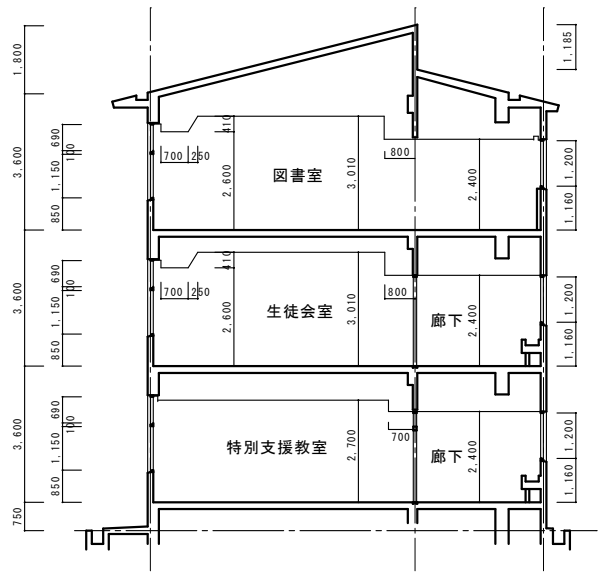
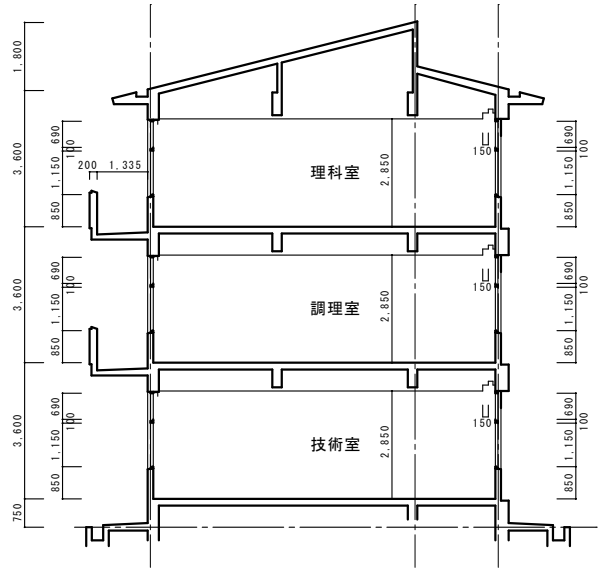
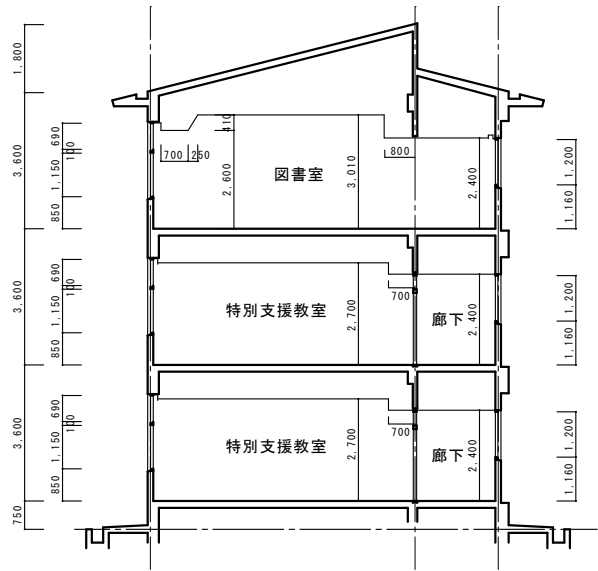


特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事		
			管理棟断面図		
				A3版 : 1/100	A 1 8

行橋市役所

都市整備部
建築政策課

福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL : 0930-25-1111



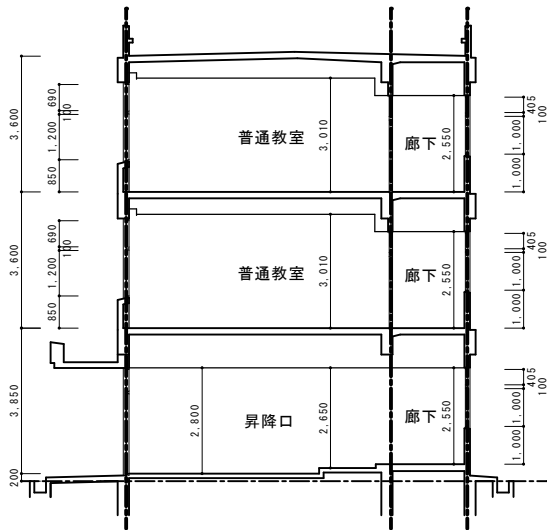
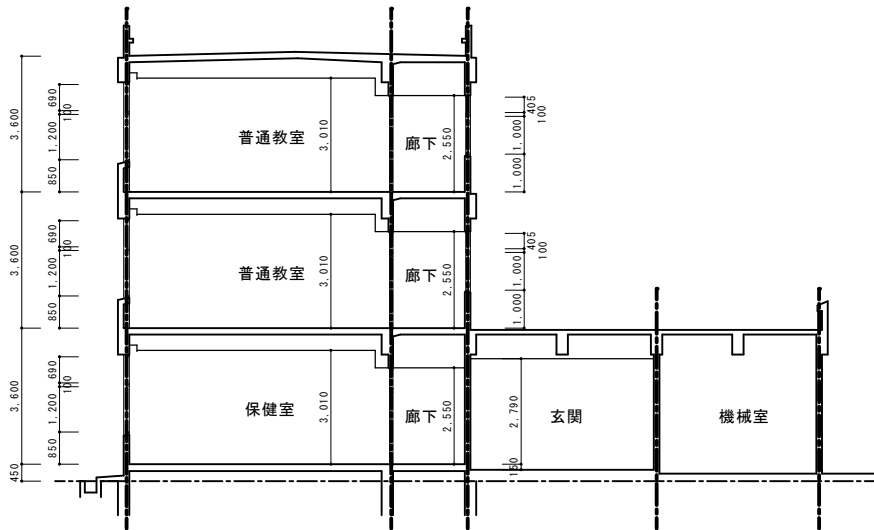
改修後断面図 S=1/100

特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/100	A 1 9
			南棟断面図		

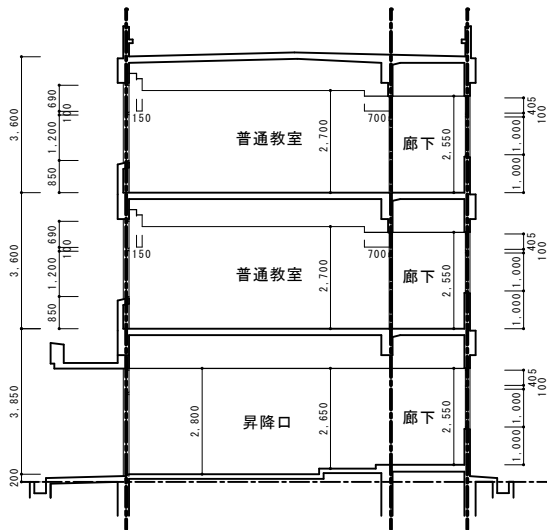
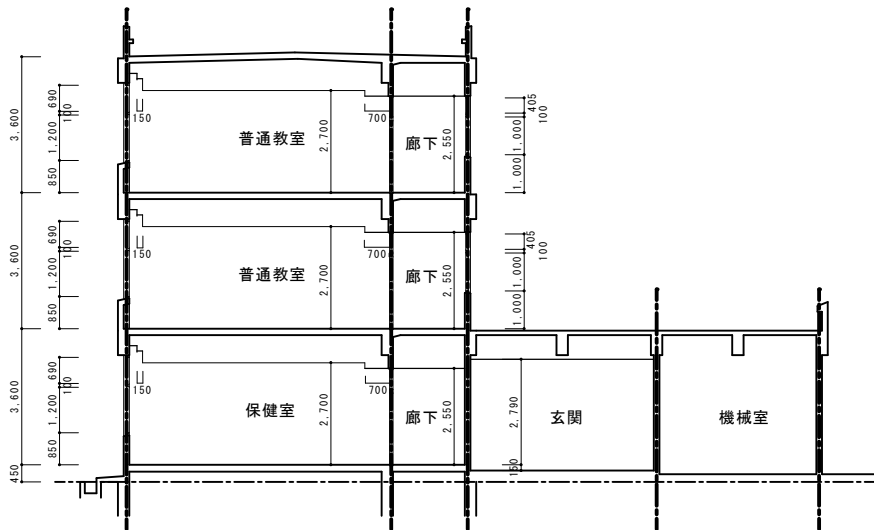
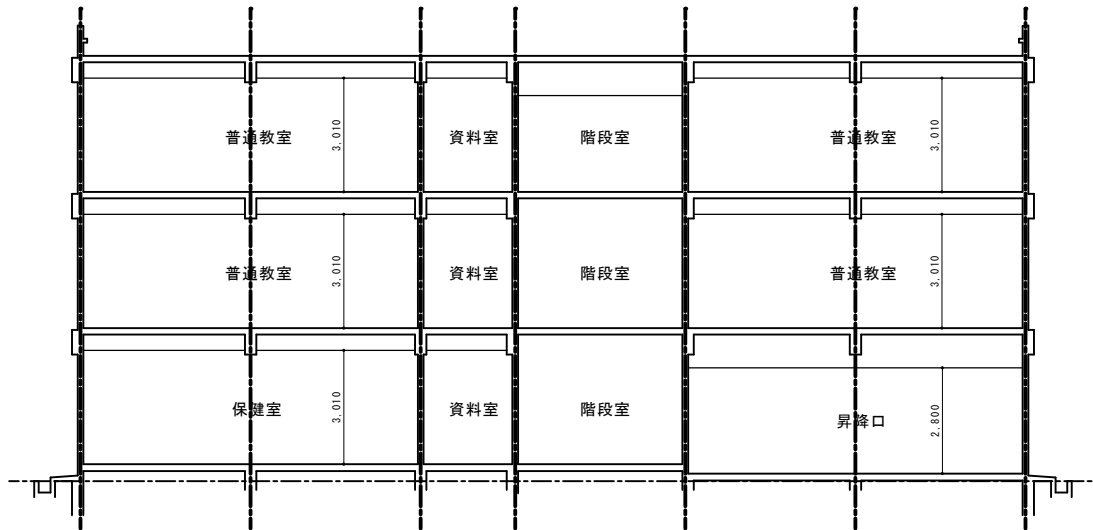
行橋市役所

都市整備部
建築政策課

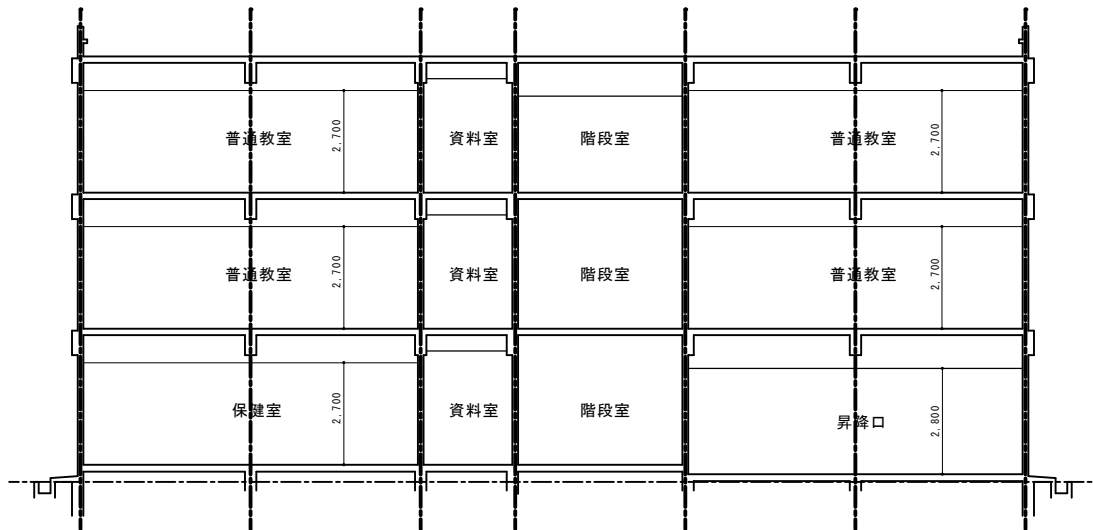
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111



改修前断面図 S=1/100



改修後断面図 S=1/100



特 記	作 図	作 図	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
			泉中学校校舎外壁改修工事	A3版：1/100	A 2 0
			東棟断面図		